

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター
所在地	千葉県松戸市稔台1-25-6 ハーベストヒル101
評価実施期間	令和6年5月 13日～令和7年 1月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	柏市立富士見保育園		
(フリガナ)	カシワシリツフジミホイクエン		
所在地	〒277-0863 千葉県柏市豊四季126-2		
交通手段	東武アーバンパークライン 豊四季駅より徒歩10分 つくばエクスプレス 流山おおたかの森駅より徒歩15分		
電 話	04-7145-1721	FAX	04-7147-6703
ホームページ	<a href="https://www.city.kashiwa.lg.jp">https://www.city.kashiwa.lg.jp</a>		
経営法人	柏市役所		
開設年月日	昭和53年4月1日		
併設しているサービス	あかちゃんほっとステーション設置, AED設置施設		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県柏市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	14	23	27	30	30	130		
敷地面積	2,218.98㎡			保育面積		828.36㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による内科健診, 歯科健診, 身体測定(毎月), 尿検査(4・5歳児) 視力検査(3・4・5歳児), 健康・衛生指導 他								
食事	自園調理による給食, アレルギー除去食対応								
利用時間	午前7時から午後7時まで								
休 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日から1月3日まで)								
地域との交流	園庭開放・育児講座・幼こ保小との連携・体験学習・実習生の受け入れ								
保護者会活動	定期総会・役員会・園行事								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		23	15	38
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	29	1	1 (巡回)	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		6 (委託)		
	子育て支援員	事務補助員	業務員	
	5	1	1	
	保育補助員			
	1			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	柏市役所保育運営課入園担当へ郵送での申し込み。		
申請窓口開設時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで（祝祭日、年末年始を除く）		
申請時注意事項	柏市役所保育運営課入園担当までお問い合わせください。		
サービス決定までの時間	入園申し込みスケジュールの結果回答予定日参照。		
入所相談	柏市役所保育運営課、または各保育園にお問い合わせください。園見学も随時受け付けています。		
利用料金	0歳児から2歳児：保護者が居住する市町村が定める利用料 3歳児から5歳児：無償化		
食事料金	3歳児から5歳児 6,000円/月（主食費：600円、副食費：5,400円）		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【柏市立保育園の保育目標】 生きる力を持つ子ども</p> <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元気・やる気・やさしい心</li> </ul> <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる保育士のもとで、病気やけがを防ぐために、規則正しい生活を送れるようにし、体を動かす遊びをたくさん取り入れ、心身ともに元気な子を育む。</li> <li>・大人からの愛情を受け、自分を認めてもらうことで安心感が生まれ、異年齢児や友だちに思いやりの気持ちを持って接することができる心豊かな子に育てる。</li> <li>・安全な環境の中で、子どもと保育士と一緒にさまざまな体験をし、発見する喜びや、あきらめずに挑戦しようとする意欲を育てる。</li> <li>・地域の中の保育園として、親子が安心して遊べる場の提供や、子育て情報の発信をしていく。</li> </ul>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流山市との境にあり、交通の利便性が良い場所にあります。</li> <li>・青空のように澄み渡る、スカイブルーの園舎がお子さん達を温かく包み込んでいます。春はチューリップ、夏はひまわり、秋は柿とみかんの木、そしてクローバーが咲き、四季が感じられる園庭で伸び伸び遊べます。</li> <li>・保育室は日当たりが良く、冬でも温かな日差しが保育室に降り注ぎます。また、2階の保育室から富士山が見える日もあります。</li> <li>・クラスの枠を越えて、職員が子ども一人ひとりを理解し関わることができます。</li> </ul>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的な雰囲気を中心とし、一人ひとりが心地よく快適に生活できる環境作りを各クラスで話し合い、生活リズムや体調面を把握しながら楽しい保育をしています。</li> <li>・子どもの日の集い、七夕会、お月見会など伝統行事を大切に、皆で集まる集いを大切にしています。</li> <li>・3、4、5歳児は、異年齢児交流で他クラスの友達と一緒に過ごすことがあります。その中で、思いを言葉にしたり、思いやりの心を育てています。</li> <li>・畑やプランターで野菜の種、苗を植え、毎日水やりをし大切に育てています。野菜の生長観察を絵に描いたり、写真に撮って掲示をしたり、収穫を喜んでいます。5歳児はクッキングも行い、食育に繋がっています。</li> <li>・子どもの気持ちに寄り添い、丁寧で楽しい保育を心がけながら子どもの成長を促しています。</li> <li>・保護者の思いも保育に反映できるよう、保護者との会話を大切にしています。</li> <li>・研修を受け学んだことを職員で共有し、保育に活かしています。</li> <li>・保育士養成の一助として、インターンシップ、保育実習生の受け入れや、小中学校の体験授業を積極的に受け入れています。</li> </ul>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1. 様々な独自の試みに挑戦し、保育の質の向上や労働環境の改善に寄与しています。
(1)「自己評価・人権チェックリスト」に園独自の工夫を加え、柏市公立保育園で作成した保育マニュアル「柏市保育応援BOOK エール」を活用した「保育の振り返り」を実施しています。 (2)職員が自らのクラスを知るだけで無く、クラスの枠を超えて全ての子どもについて理解し関わるように努めています。 (3)職員の休暇取得、時間外労働等について、PC上に職員個々の取得状況等その一部をシステム化し、有給休暇の取得や時間外労働の効果的な運用に役立てています。
2. 子どもが主体的に活動する様子をドキュメンテーションで保護者と共有しています。
(1)「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等の趣旨を踏まえ、保護者が必ず目にする玄関ホールや壁面に行事写真を飾っています。また、保育活動中に見せる子どもたちの様子を写真と文章で分かりやすく伝えるため、各クラス内の壁面に大きく掲示しています。例えば、「すばいとあそび」「縁日ごっこ準備中！」「流しそうめんごっこ」「移動交番車がきたよ！」等々。 (2)行事(お楽しみ会)などの保育内容について、子どもの意見や発信したものを取り入れて作り上げていく過程を大事にし、保育者も子どもも楽しんで取り組む姿があります。その様子を保護者と共有することで、信頼関係にも結びつくと考えます。
3. 地域社会と様々な機会を作り関わっています。
子どもたちは園の行事、園庭開放や育児講座に参加する地域の親子と日常的に触れ合っています。柏警察署の地域課より「移動交番広場」で来園してもらい、交通安全指導と不審者訓練などの機会もあります。富士見町会主催のアートフェスタ(11/2～4)では、5歳児が製作した「秋のおみこし」を展示し、続けて新富町会でも展示するなど連続した活動となっています。職員は地域の防災訓練に参加し、富士見町会の消防団や旭町消防署の消防士と接点を持つことで、地域との繋がりを築く機会となっています。
評価を受けて、受審事業者の取り組み
今回の評価を受け、評価いただいたことや保護者の要望を真摯に受け止めます。保育の時代の変化や目の前のお子さんの発達や意欲に目を向け、主体的に活動できるように、これからも職員で語り合っていきたいと思えます。また、保護者の方や、地域の方の思いを大切にしながら子どもの笑顔のためにより良い保育をチームで目指していきたいと思えます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0		
			△ 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0		
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0		
		4 人材の確保・養成	7 人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			9 職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0		
			13 利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	17 教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	20 教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				27 子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	29 食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0	
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		6 地域	32 災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
				33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
		計				136	0

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 柏市立保育園重要事項説明書には、市立保育園全体の保育目標「生きる力を持つ子ども」を、保育方針として6項目を明記しています。また、「富士見保育園ガイド」では、当園独自の保育目標として「元氣・やる気・やさしい心」を、保育方針として、「元氣な子を育て」など4項目を掲げています。当園の目標等は、公立保育園全体の理念、目標等を踏まえて市立の各保育園がそれぞれ独自に掲げているものです。これらは、児童福祉法等の基本原則が盛り込まれています。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 柏市と当園のそれぞれの理念、基本方針等は、事務室、各クラス等に掲示し、職員の誰もがみられるようになっています。職員には、それらの内容が記載してある文書を配布しています。そのような理念、基本方針等の実践面を会議で話し合う例として、クラスの保育の内容や活動を共有し、夏祭り、おやつ会食、日ごろの体操など、異年齢児との関わりの機会を設定して振り返りをする、等が挙げられます。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 理念、基本方針については、入園時に重要事項説明書を配付するほか、音声付きの動画を使って周知しています。年度当初の懇談会で年間の保育方針についてお知らせをしています。保護者に対する実践面の周知としては、園だより、クラスだよりのほか「ドキュメンテーション」を多用しています。これは、行事や日ごろの保育の様子を写真にし、それに子どものコメントや保育士の視点を加えたものを見やすく掲示するものです。保護者や子どもたちにも分かり易く伝わり、親子の会話も膨らんでいます。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている</li> <li>■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 柏市の子育て支援計画「柏市子ども・子育て支援事業計画」があります。計画の中に保育園の役割が明記されています。園の計画としては、柏市の全体的な計画があり、それらを踏まえ各年齢で年間指導計画や食育計画を作成しています。重要課題としては、(1)常に保育士が子どもの興味・関心に合わせた保育のアイデアを保育の経験年数問わず出し合い力を発揮できているか(2)コロナ禍で生じた体力の低下や子ども同士の交流機会の減少をどうカバーしてゆくか等が挙げられます。計画の運営には、職員から意見を募り、企画や振り返りを行って運営の透明性を確保しています。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 各計画を策定するに当たっては、その行事の担当者が関連の担当者と事前に打ち合わせの上、職員会議、クラス会議、リーダー会議等に提案し協議して決めています。その結果は、口頭伝達だけでなく書面で情報を共有しています。行事の近くになった際は、週案会議で、以前に協議した計画についての再確認と修正等を行うようにしています。終了後、自己評価をして記録に残し、次年度に引き継ぐようにしています。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) クラス会議、園内研修等で少人数に分け活発な意見交換ができるように配慮しています。その結果は、園長と副園長が内容を共有し検討を加えた上、書面等でフィードバックしています。職場の人間関係への配慮としては、園長は会計年度職員と副園長は正規職員と人事評価制度の面談をして新たな課題の発見とその改善に向けた努力をしています。園内研修の具体例としては、発達支援について、基本の講義や子どもの関わり方について実施しました。また、積極的に外部自主研修の企画及び実施をしています。</p>	
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 柏市の公務員として遵守すべき法令や倫理に関する教育は、採用時及びその後の定期的な研修によって学んでいます。また、園独自で年度当初に全職員に向け「全国保育士会倫理綱領」前文とその解説を配布し再確認をしています。会計年度職員については、「臨時職員保育マニュアル」により周知をしています。個人情報の取扱いや虐待の知識については、年2回の自己評価や人権擁護のセルフチェックを活用することにより再確認をしています。</p>	
8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 市立保育園のため、人材確保・定着・育成等の基本的な方針は、市の人事課、保育運営課が担当し、計画を実行しています。園としては、人事評価マニュアルや臨時職員保育マニュアルに基づいて求めている役割について個別に確認を行い前向きに職務を果たせるようにしています。また、毎年、受け入れる実習生やインターンにも丁寧に保育の指導をし、保育士の魅力についても発信しています。そのため、その後も共に働くようになった複数の職員がいます。市の担当課と園長会等で諸問題について協議をしています。</p>	

9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
(評価コメント) 職員の有給休暇や時間外労働の管理は、正規職員と会計年度任用職員を分けて、PC上にシステム化し書面にて分かり易く可視化しています。職員が相談し易い組織内の工夫として、改善点の抽出及び改善方法に関し、トップダウンではなく同僚を大切にし、保育リーダーや中堅保育士の会議等で課題を共有し、発信する方法や担当、その後の相談役も決めています。育児休暇、子ども休暇等の取得を推奨し、長く働きやすい職場作りを行っています。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
(評価コメント) 中、長期の人材育成計画は、柏市の人事課において策定しています。職員の研修は、人事課や保育運営課が主催する公務員や保育士としての知識や能力を習得する研修と、副園長が進めている研修検討委員会が行う保育専門知識を学ぶ研修とがあり、職員は双方に参加しています。OJTの関係は、PC上にトレーニングシートがあり、それに則り指導を実施しています。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
(評価コメント) 子どもの尊重、基本的人権への配慮については、年2回、園で作成した自己評価や全国保育士会「人権擁護のためのセルフチェックリスト」で振り返りをしています。副園長会が作成した保育マニュアル「柏市保育応援BOOK エール」を使って子どもの最善の利益について学んでいます。子どもとの関わりについては、職員相互で振り返りを行い、意識の共有を図っています。虐待被害があった場合の対応は、「児童虐待防止マニュアルダイジェスト版」に記載しており、担当課や関係機関と共有します。直近1年間に該当事例はありません。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
(評価コメント) 個人情報の保護に関しては、市のホームページに掲載しているほか、重要事項説明書にも明記しています。誰もが見られるように玄関にも掲示しています。保護者には、入園時の資料等で説明をした上、各自から同意書(1人1枚の用紙)を貰っています。利用者の求めに応じて開示する体制は整えています。職員やボランティアの方には、採用時又はオリエンテーションの際に、マニュアルに沿って説明をし周知しています。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
(評価コメント) 利用者満足度を改善する仕組みとしては、各行事(保育参観、育児講座、運動会等)の後に、アンケートを実施し、感想、意見を把握し、改善に努めています。また、職員がそれぞれ振り返りを行い問題点があった場合は、園長、副園長、保育リーダー等で共有し、職員も交えて今後について対応策を講じています。保護者から相談を受けた場合は、その内容、解決策など記録を残しています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
(評価コメント) 「重要事項説明書」や「保育園ガイド」など保護者に交付する書類には、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記してあり、それを交付して説明をしています。園の玄関には、サービス向上委員の氏名と連絡先を明記した書面を掲示しています。相談、苦情を受け付けるのは、決まった窓口だけではなく、クラス担任が受ける場合もあり、様々です。相談等は、担当者が整理し、記録して組織的に問題点の改善に努めています。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント) 園では、年2回、職員が独自に作成した「保育自己評価」を利用して自己評価をし、職員間で話し合い、保育の質の向上に努めています。日々の様々な記録、月案、個人記録等を用いて常にPDCAサイクルを行い、日常的な取り組みとして機能しています。今年度は第三者評価を受審するので結果を公表し、保護者や地域に対し、社会的責任を果たしていきます。		
16	提供する教育及び保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 業務の基本や手順に関する基本的なマニュアルは、保育運営課が作成したのがあります。例えば、新採用職員・臨時職員・産休明け児対応・保健衛生・危機管理対応等が必要に応じて活用しています。園独自としては、早番・遅番の業務、外遊び、水遊び等のマニュアルを作っています。マニュアルの改訂は、クラス担任や保育リーダー等が素案を作り、職員で協議、検討して共有します。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
(評価コメント) 保育所利用についての情報は、柏市のホームページに掲載し、保育運営課の窓口にも掲示してあります。園では、見学の受け付けを随時行い、子どもの入園希望時期や年齢に合わせて対応しています。その際に育児講座や園庭開放の案内を行い今後の入園の不安が軽減できるように努めています。見学者は、10月、11月等が来春の入園を予定する保護者で多くなります。		

18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 入園説明会時、「柏市立保育園重要事項説明書」や「園生活のしおり」に沿って書式や動画等で、また持ち物などはパワーポイントを使ったり、実物を見せるなどして保護者にわかりやすく説明し、同意書に署名を得ています。入園面接は園長、副園長、看護師が個別に実施し、保護者の意向を確認し、記録に残して担任へ引き継いでいます。年度当初4月の保育懇談会で保育の目標・方針について説明し、保護者の意向を確認し記録しています。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 全体的な計画は、保育指針「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等の趣旨に基づき、0歳児から就学前の育ちを見通して作成しています。また、園の保育目標や方針、子どもの背景にある家庭環境や地域の実態(町会のイベントに園長・副園長が参加、年2回近隣の住宅を回ることによって把握)を考慮して計画しています。計画作成には、子ども一人ひとりの発達過程に合わせた保育ができるよう担任間での話し合いをし、発達のつながりを確認して全職員が参画し共通理解しています。各期末、年度末時に現状を踏まえた計画の見直しをしています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 全体的な計画に基づき、各年齢の年間指導計画・月案・週案(2歳児～5歳児)・個別計画(0～2歳児、配慮の必要な子)を立てています。指導計画には具体的なねらい・内容・環境構成・保育士の配慮・自己評価などを考慮し、クラス間で保育活動を実践し、月1回の職員会議や適宜週案会議で振り返りを行い、今後の計画に活かしています。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 各年齢の興味や発達に応じた玩具や遊具を用意し、自由に選んで遊べるように環境設定しています。例えば乳児組は感触を楽しんだり、指先を使って遊んだり、見立て遊びもできる保育者の手作りおもちゃや玩具が十分に用意されています。幼児組は子どもたちの意見を取り入れながら、遊べるコーナー(ごっこ遊び)と一緒に設けたり、年長組では作りかけのブロックを使った製作品の一時保管ができる場所とルールを子どもたちと決めるなど、子どもの気持ちを大切に考え工夫しています。職員は歌遊びやダンスなどの自主研修に参加し学びを深め、発達を促す主体的な遊びを日々提供しています。幼児組の子どもたちは自由に折り紙、お絵描き帳などを取り出し遊べるようになってきました。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 園庭に植栽されたミカンの木で青虫を観察したり、実を製作に活用しています。また、保育室や事務室でカブトムシ・蚕・メダカ等を飼育しています。畑やプランターで野菜の種・苗、朝顔、ひまわりの成長を観察し絵に描いたり、野菜(ピーマン、かぼちゃ、さつまいもなど)を栽培し、成長の様子を写真で掲示し、年長児はクッキング活動へと継続した学びとなっています。おさんぽマップを作成し、近隣の公園などで地域の人と挨拶を交わっています。2つの町会主催のアートフェスティバルに5歳児の作品(おみこし)を出展したり、園のサポーター(七夕まつり用の笹の提供者)へお礼のお手紙を出すなどの交流をずっと続けています。また、バス遠足やプラネタリウム見学などで公共機関を利用し、社会体験ができる機会があります。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子ども達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 保育者は一人ひとりの子どもに合わせた関わりや言葉かけをしています。子ども同士のトラブルがあった際は、年齢に応じてお互いの思いや考えを受け止めて共感し、子どもたち同士が納得し解決できるよう援助しています。また、遊びや生活場面の中で順番や物の貸し借りなどの集団でのルールを学べるよう援助しています。異年齢交流は体操・リズム運動・行事の準備等で行われ、メンバーを固定することで継続的に活動でき、関係が深まることで自発性が発揮できるように工夫しています。例えば、緑日ごっこの製作やお店回りを一緒に行っています。おやつ会も予定しています。幼児組のお当番活動で、特に5歳児はグループ分けし、当番表(あいさつ、そうじ、てつだい、きゅうしょく、おやすみ)を使い、自分の役割を発揮する経験ができるようにしています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 配慮の必要な子どもには「発達支援個別計画表」を作成し、担任間や職員全体で園内研修や職員会議を通じて関わり方の共有を行っています。巡回相談(こども発達支援センターや民間療育等)で相談や助言、指導を受けた内容は随時必要に応じて週案会議等で共有することもあります。園内保育研修会で以前行った柏市主催オンライン研修での映像「発達支援の基本」を視聴し、グループごとに討議したり事例に沿って自己評価を行ったりしています。かかりつけ医や療育機関の様子(保護者から聞く)や訪問支援を通して専門機関と情報共有し、保育に活かしています。</p>		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 各クラスごとの職員間の引き継ぎは人数を確認するためのノートに記入して行っています。早番・遅番の職員に引き継ぐ際は、早番遅番記録簿内のノートに記入し必要に応じて口頭で行っています。伝達漏れのないように場合によって電話連絡することもあります。延長保育担当職員はオンラインや対面での研修(情報共有、危機管理、子どもとの関わり方など)を個別に受けています。登園時は、人数や子どもの体調や様子に合わせて乳児組と幼児組を分けて保育しています。降園時についても人数等に合わせ各クラスで好きな遊びができるようにし、職員を配置しています。おもちゃの数や種類を状況に合わせて変えています。乳児組は体調や機嫌に合わせて、他のクラスとの混合を避けることも配慮しています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 一人ひとりの保護者とはいつでも連絡帳や送迎時に丁寧なやり取りを心がけ、相談内容によっては園長・副園長に報告し、記録に残しています。年間行事予定にて保育参加・参観や懇談会を知らせ、実施後に記録しています。年度末の懇談会では、パワーポイントを使い、成長の様子を伝えていきます。5歳児の就学に向けて幼保こ小連絡協議会(年3回)に出席し、近隣の小学校・幼稚園・保育園と連携を図っています。具体的には小学校1年生が企画した会に5歳児が参加し、自然物(松ぼっくりやどんぐり等)を使ったゲームを一緒に楽しんだり、体育館や教室などの移動に1年生とペアになるなどの交流の場があります。保育所児童保育要録を作成し、小学校へ引き継ぎしています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 公立保育園共通で、年間保健計画を作成しています。毎月の身体測定と、嘱託医による内科健診(年2回)、歯科健診(年1回)、幼児クラスは視力検査(視覚測定器を使用)、4・5歳児は尿検査を行い、検査結果を健康票と健康カードに記載し、保護者の確認印を得ています。登園時に保護者から口頭や連絡帳にて情報を得、子どもの視診を行い、体調の変化があった場合は保健日誌・保育日誌に記録し、疾患の罹患状況を把握しています。SIDSに関する研修は全職員が受講し、「午睡チェック表(病児含む)」を使い確認し記録しています。また、保護者には入園面接時にリーフレットで説明し、保健日よりクラス日よりポスター掲示(玄関ロビー、各クラス)でも情報共有しています。不適切な療育の兆候や虐待が疑われる場合は、園長・副園長に報告し、継続的に観察し「発達経過記録」に記載しています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 保育中の子どもが体調不良になった場合は、保護者に連絡をして受診を勧めたり、怪我や事故が発生した場合は対応マニュアルに沿って職員で連携して応急処置を行い、症状に応じて保護者へ連絡し、同行して受診しています。手洗い・消毒・換気を行い、感染の早期発見を心掛け、拡大予防に努めています。また、感染症発生状況を掲示(クラス入口前と玄関)し保護者へ周知しています。感染拡大が見られた場合は、保育運営課や保健予防課へ連絡しています。事務室にベッドと医務棚を配置し、医薬品・材料等を常備して管理しています。各保育室内に救急箱・嘔吐処理セットを置き、全職員が対応できるよう嘔吐処理研修や「けが対応フローチャート」を用いた急変時対応(AED)の研修も受けています。散歩時の救急バッグも用意しています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤食防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 年間食育計画表(各年齢ごと)を作成し、自己評価を行い、次へとつなげています。幼児組は畑で野菜を栽培し収穫する喜びを体験し、5歳児はクッキング活動(おにぎり、みそ汁、じゃがぼたー等)を行い、食への関心を高めています。調理員に対しては、配膳の際などに感謝の気持ちを伝えたり、行事で作った作品を渡すなどで関係を深めています。食物アレルギー児や配慮の必要な子どもについては、マニュアルに沿って誤飲・誤食などに注意し安全に提供しています。例えば、食器、プレート(顔写真付き)や食材の形状など、栄養士・調理員と口頭で丁寧に確認し対応しています。アレルギー食の有無は毎日のシフト表に記載し、全職員が周知徹底しています。アレルギー除去食を必ず事務室でも確認しています。保育者は指導食と一緒に食べ味を共感し、食事を楽しみと思える環境づくりを工夫しています。その際食事に関する絵本や歌を取り入れ、献立紹介時は食材や栄養について伝えたりしています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 保育室内は温度・湿度を確認し、必要に応じて日除けの設置もしています。適切なタイミングで子どもと保育者は手洗いをし、手洗いの手順の掲示や言葉かけをし、クッキング前や冬の季節には歌いながらの手洗い指導を看護師が丁寧に、衛生意識向上につなげています。清掃などを担う業務員・シルバー人材センターの方と連携を取りながら、室内外の衛生管理に努めています。週1回、職員2名ずつ交代で巡回し、安全点検表に記入し、危険箇所目視と他の職員への聞き取りで確認しています。危険箇所があった際は園長・副園長に報告し、自園で改善しますができないことは保育運営課に相談し、子どもたちが快適に過ごせるように環境を整えています。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 柏市の「危機管理対策マニュアル」や「いれん・けが対応フローチャート」を事務室に掲示し、いつでも確認し対応できるようにしています。怪我や事故が発生した際は、事故報告書を作成し、状況や原因を分析し、週案会議で全職員に内容を周知し、その後の再発防止に努めています。危機管理担当者が集計表を作成し、回覧しています。設備や遊具などの安全点検を毎週チェックリストを使って確認をし、周知・改善をしています。年1回、外部委託での遊具点検も行っています。柏市の「不審者対応マニュアル」に基づき、危機管理担当者を中心に年3回不審者対応訓練(室内、散歩先、予告なし)を行い、対応の再確認をしています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■ 定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 柏市の「危機管理対策マニュアル」や「火災・地震・風水害対応フローチャート」を事務室に掲示及び各クラスでファイリングし、いつでも確認し対応できるようにしています。毎月1回、様々な時間に想定を変えて(土曜日、早朝、夜間もある)避難訓練を実施し、報告書に記録、年2回は消防署立ち合いでの訓練でも総評を得ています。また事務室に職員の役割分担表を掲示しています。訓練の内容については、園だよりや掲示で保護者に伝え、安全意識の共有を図っています。8月には保護者参加の園児引き渡し訓練や緊急連絡カードの確認をしています。防災週間では、メール配信の受信確認や災害用伝言板・伝言ダイヤルの活用ができるように、保護者にも周知・体験するなどの連携を図っています。備蓄品一覧と保管場所(写真で)を事務室内に掲示しています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 園見学(随時及び11月は土曜日も含め3回)者が多く、園庭開放や育児講座、行事にも参加してくれています。子育て事業(行事・講座)案内のチラシを散歩先で配ったり、近隣店舗や園の掲示板にも掲示しています。玄関ホールに子育て支援関係の掲示や冊子を置き、保護者に情報を提供しています。園庭開放(月～金午前)等に来園した地域の保護者からの育児相談を受けたり、情報提供を実施しています。また、在園児の保護者向けへと合わせて、給食のレシビカードを渡せるように用意しています。町会活動の案内を掲示したり、毎年町会の作品展に5歳児が出展するなど町会との繋がりを作っています。</p>		